平成２９年（フ）第２８号
栃木県足利市利保町１丁目11番地16　パークグランデ足利202、前住所栃木県足利市江川町３丁目３番地２　マートルテラス104
債務者　伊東　恵美（旧姓野澤）
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第２９号
栃木県足利市小俣町1650番地４
債務者　古澤　和也
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第８３９号
神奈川県藤沢市片瀬２丁目１番20号　サンライフ片瀬105号、住民票上の住所神奈川県藤沢市善行５丁目５番３号　ベルピア藤沢善行第３　201
債務者　小澤　里美
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８２９号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目９番26―109号
債務者　高橋　裕美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８５４号
横浜市港南区日野南２丁目11番24号
債務者　寺嶋　太基
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８６８号
横浜市磯子区滝頭３丁目３番20号　末広ハウス202号
債務者　加藤　雄子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１９６号
群馬県高崎市片岡町２丁目33番14号
破産者　林　　洋宏
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２７３号
北九州市八幡西区町上津役西２丁目20番８号
破産者　畠中　康子
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２０００号
札幌市東区北18条東13丁目２番11号　ハイツ陣内202号
破産者　本間　博樹
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５３号
青森県五所川原市金木町沢部89番地３
破産者　長利世栄二
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第４００号
宮城県多賀城市八幡２丁目14番52号　コーポラス軽井沢215号
破産者　渡邊　晴雄
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２００４号
名古屋市瑞穂区惣作町３丁目16―３　サンハウスマンヨー103号室、住民票上の住所名古屋市瑞穂区関取町５番地の２
破産者　川瀬　裕之
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６３９号
兵庫県加古郡播磨町南野添１丁目21番27号寺本方、開始決定時の住所兵庫県明石市大久保町西脇382番地の３
破産者　野口　秀美
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４０号
兵庫県加古郡播磨町南野添１丁目21番27号寺本方、開始決定時の住所兵庫県明石市大久保町西脇382番地の３
破産者　野口　初代
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７５号
香川県高松市今里町１丁目408番地　リバレイン今里208
破産者　筒井　真人
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第４３３４号
大阪市阿倍野区北畠１丁目25番19号　メゾンドール北畠102号、前住所大阪市阿倍野区橋本町４番17―210号
破産者　吉元　哲哉
1　破産債権の届出期間　平成29年５月26日まで
2　一般調査期日　平成29年６月26日午後２時30分
平成29年４月28日
大阪地方裁判所第６民事部